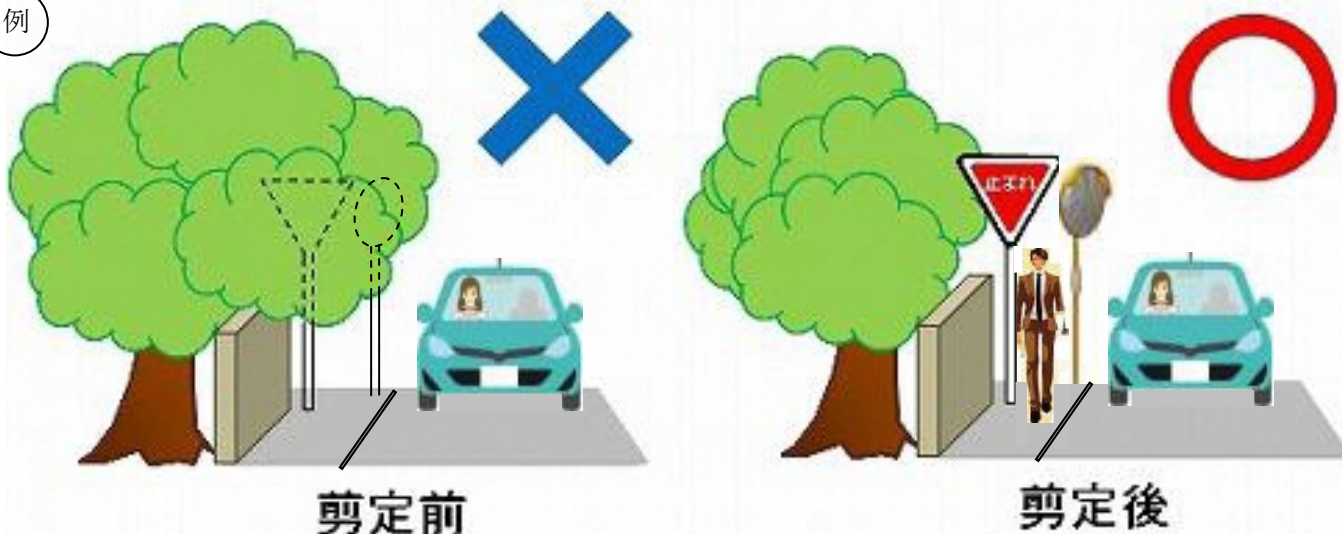


# せんてい 樹木の剪定のお願い

道路に樹木がはみ出していると、車や歩行者の通行を妨げたり、信号や道路標識・カーブミラー等が見えにくくなり、交通事故を引き起こす原因にもなるとともに、**事故等が発生した場合、被害者からの損害賠償請求など、所有者の責任が問われる可能性があります。**

また、害虫等による被害の可能性もありますので、道路を利用する方々の迷惑にならないよう、**樹木の所有者は樹木の剪定・伐採などの適正管理をお願いします。**

例



※その他の私有地（田・畑・山林・雑種地・空地等）も宅地と同様です。

**みんなが安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、皆様のご協力をお願いします。**

（問い合わせ先）

区役所	担当課	TEL
東区役所	維持管理課	645-1156
博多区役所	管理調整課	419-1061
中央区役所	管理調整課	718-1083
南区役所	維持管理課	559-5094
城南区役所	維持管理課	833-4077
早良区役所	維持管理課	833-4336
西区役所	管理調整課	895-7046